

23 日 獣 発 第 294 号
平成 23 年 12 月 21 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく 「獣医師の業務停止処分」について

今般、平成 23 年 12 月 14 日付け 23 消安第 3823 号（別紙）をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から獣医師に対する行政処分がなされた旨と併せて、獣医師が社会的信頼に十分応えられるよう獣医師倫理の指導に協力されたい旨、また、獣医師法、獣医療法、薬事法及びその他関係法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師自らが農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告されたい旨、さらに、獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を本会会員が把握した場合は、その旨を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供されたい旨、通知がありました。

本件については、これまで獣医師に対する行政処分等各般の不祥事発生時等、再三に渡り貴会会員獣医師に対する指導の徹底をお願いしているところですが、改めて日本獣医師会獣医師倫理綱領（獣医師の誓い—95 年宣言）の精神に立ち返り、高度専門職業人としての職業倫理意識を常に発揮するよう、貴会関係獣医師に対し獣医師職業倫理の指導・普及に努められますようお願いいたします。

本件内容のお問合せ先
事業担当：長野
TEL 03-3475-1601



23消安第3823号
平成23年12月14日

社団法人日本獣医師会
会長 山根 義久 殿

農林水産省
消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が平成23年12月9日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴会におかれましては、適切な獣医療の提供のためにこれまでも積極的な取組をされているところではありますが、特に下記について御承知の上、獣医師が社会的信頼に十分に応えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の御協力をお願いします。

記

1. 貴会下の獣医師に対し、獣医師法、獣医療法、薬事法及びその他法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から当課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うこと。
2. 獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を貴会会員が把握した場合は、その旨を当課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供するよう指導を行うこと。

